近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

経済學部
研究室
80
273

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535699

前編之十一

文久三年亥四月八日ヨリ八月四日ニ謄

経済学部研究室
80
273

東京帝國大學圖書之印

経済
36111

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535699

幾中之妄想

今度蝦夷より高津之帝　上京の風聞を聞きるに付　之年　西暦利加亜江戸海
小路より　以来　和蘭を　うとうとするの法を
振絶を　うとうとする　他と　二度　いつも　水府
を　又　初め　政府　に　加　の　節を　たの
振絶の　乃　論　も　ふ　と　つく　も　捨ふ
ふ　て　は　類　よ　和　我　ま　ま　い　の　我　を　出　法
ま　ま　の　友　夫　狀　飾　の　ふ　き　ま　鎖　を　隠　ふ

て移し種子とし出し一を許せハまた
一をもひそのもとを保護ふ〳〵あり
一偏に是小和交ふるとも平竟釁隙を
生ずるのハ種子布邦ハ七紀者鏡はし
て海外四方の便利区区徐ろに支那の
儒をいて外夷の地を有しするの
ハ三利市ふるも猶ふ〳〵必ふ
思ふ〳〵英夷の市度を掠奪せ
例よりひ布邦を覬覦するたん

蕃一夷邦の蕃藩とあるよりハ敢
千家連絡の御国威一時に減ぜ
術をかもるも及ふ〳〵寧ろ連
弘安城之の船を覆没せ例ふ
ひ布邦一編の力を合し微志の蕃武
を振ひ敵艦を去るひハ外事ふるハ
神列の威を思師一主て其ふ侵
ふ〳〵ふ〳〵の日を養とくる
徒ふ之迎ふるてハ此計義紀伊

元来もかく遠く遠く異邦より来朝のものと
四交定とあるべき筆又その所為きみも
あらび蓋面今の実状ハ弘安の例に
一概に論じ難し仮令暴風思潮に逢ひ
たりとも敵没せしきにあらざれば且一船
乗員を開くに過ぎざるに一時に捕虜と変
せしき敵なりしに幾月の久敵と戦ひ
敵船四周に海軍を囲繞し来り玉運遠の
形勢と変じ出没間なく苦しめ
今只要点より敵首領のみなりしに
莫大の金員と費ひ又たく敵双の
敵船をやりくくも集ハ彼ら捕虜
して敵を悪ひ又亦長を
一旦義気をひるひ敵より敵
敵毎に必捕とするハ敵
敵争ひ○の久敵と称するハ自捕と
義気も挫け自玉の採集とあるも
元て誠忠真義の業を拙劣を他通行

人情ハ皆利ヲ以テ存ス故ニ振古法
則ハ施サルノ中古以来和邦ノ家則ニ
絶テ則古則ハ有ル者ニハ更ニ恩賞ノ例ヲ
以テ家ヲ有リ則ハ則ハ家ヲ有ル者ニ
対シ自ラ所ノ則ハ[illegible]外邦ニ
則ハ[illegible]ノ日辛苦シテ一命ヲ投ル
ハ天情ノ則功ヲ以テ恩賞ヲ施サ
ルハ[illegible]ノ外ニ[illegible]ノ
[illegible]ノ外ニ[illegible]ノ今日ニ
[illegible]ノ大極法ノ

[illegible]ノ[illegible]ハ法ニ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ

恩賞ハ新ニ和蘭地ヲ開ハ如何ナル
所ノ地ヲ賜ハンヤ　如ノ事ヲ尋ク計リ
法無キ事ニ付　書翰ヲ為ス事ハ
為ス能ハス　彼ノ國ニ於テ戦争ノ場ヲ開ク事
遠キ事ニ付　此ノ度ノ戦争ハ
事ノ遠ク亜國ニ及ヒ
新法ヲモ為サス　其故ハ
禁廷ハ老ヒタル公卿迄ハ皆ス拒絶ヲ
法ヲ張ノ事ニ付　中ニハ法制ノ者ノ

御法度ハ古ヲ変ス内ハ異事出来ル
歟　山崎家ノ内ハ
刑部卿殿ヲハ西丸ヲ法度ヲ立ル
ノ思召ノ為ハ　又近ク
一段ノ事有　西丸ハ紀伊殿ヲ
以テ　右様ノ儀ヲ為ス
思ヒ　御同心　尾州殿
ハ　合法度ニ思ヒ
嫌ヒ法度ハ掃部殿ヲ

外国交方ニ付遂ニ公議論ヲ以テ旦来約
定関市の公地雖不許ヲ以テ公議
論条理通段ハ一英市ニ於テ公事ヲ為
拒ニ為ル公ニ方ニ外ニ之方ニ付ル通
慣ヨリ来ル公ニ者ニ公慣忠
高義ヲ為ル公国者ニ付方ニ付国ニ中
合ニ成ル幕府尾張殿紀州殿水戸殿
慶仙養慶福慶長慶土慶慶折川
慶宇和島慶松平国慶ニ付方ニ為代ト

ニテ表ニ公国ヲ奏ニ来刑法ハ殿ト
慣軍家ニ公世嗣ニ為ル為ニ公今
外夷来冠ニ付幕府 和親ニ先難ヲ可
拒国ニ付ハ関東ト
転疑有ル公ニ付ル経ハ旦当節 幕府
御所而已
朝廷ニ公ニ
勅許ヲ不相待外夷ト和親ニ条約関市
ヲ決ス従国ト雲の大綱ト下拙ト為ル

以仕之 幕府紛擾 倫旨を以て
度々 場合 ともなり又 將軍の薨去
の病氣にて 機を窺ひ 松平越前守
同 桂部頃より 頻りに 京都に同者を入
密計策を 運らし 洛西の 桂に 密
細探索 して 九條殿下を 幕府に
迎遠を 奏し 公事奏聞 及び 當方
を 招き 老公 水戸同盟 方 及び 從屬
後援を 桂る 事 遠く 公卿に 出策る 在

老公 水戸策 大 くに ちうひ 者
在 從屬 絶ハず も 其志を 變せ
誠忠 連と 称して 一命を 投ち 國恩を
報ずること 是 感奮 するの 志 多
水戸同盟の 方 及び 誠忠 連を 称する 同
志 多の 人 ハ 数名 ありて 例せハ 漢儒
同流を 為す 事 會 新 辯を 同す
る

皇國 汚辱 ありと 一心に 思ひ 迎 の

まさ夷物も新膠たるものを必その国を掠奪せらるゝと其ものを患るゝ
ゆゑ或ハ官吏の私欲を恣にするを患ゝ
是を制御せんとするゆゑまさ戦争
の機会を窺ひ一旦邦国を虜大し
たんすを得るもあり或ハ敵を殺し族
業をむすび一国の主を獲て自己の
使傳となるもあるゆゑ是も老公
ゆゑ天下の政事を独のふたまさ

思ひくハ是を宜く常ものゝ一統を
ゆゑ今是老公の後嗣となりたる
その意書多くして数年を経さるうち
老公武藤を揚け是非
幕府の諸有司を制禁する約定ある
ものゝ其故を頼三樹次郎一刑
法を行ふ時中条ハ六ヶ年の間ハ私
共の墓表に書籍をなるゝ人もてなゝ
ゆゑ治て行ふ一さてまさ其

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535699

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]又右ノ如クニシテ天下ニ[illegible]ハ
[illegible]ノ筋次第ニテ[illegible]毎ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]事[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

自國の危難を救ひ国を量り
機を一策を決し　三民法令猶
思ふに艱難もあるべしと雖ども
如何に成るべき貴と考へ
を保ちし見面之事
主上も厳明なる御心を以て
御性質よりなる上に九重の
清閑より出でし御仁慈の
心を以て民を撫し給ふ

尊王攘夷の論と漢説の夷狄禽獣
と云ふ外夷
皇国を覬覦するの事を
思ふに邦家を義勇を以て一命を投
じ奮ふ勝利を得るの
思ふ迚器械糧食金銀の費用を
他兵士に国家を対し民間に孔暴を
るの悪農民の役せしめて耕作の妨
もなきを更に御

慶應元年長州藩士の事件に就て長州藩より
永井雅楽に命じ関東の公武和合
するよう申し出る藩士を海道
を関西の義士は皆上洛して
ひそかに京都に潜伏し又
京都に潜伏して
京都の内に入り今一きと
新撰組と申す者を派遣
公卿に対し奸賊を追討
公卿はそれを志を大に賞賛
あらるる且
朝廷の命令長州藩に伝達
するとともに薩藩に
て薩中にも誠忠連名
清方に輪廻
天皇陵の公武
公卿の御和合
長州藩の

[illegible]
長大橋頭義[illegible]
[illegible]
[illegible]

京せ〜を　幕府ハ有司の非理を
数〳〵聞けるを紙代をくるを数年を経
て〜倩　京都の模様を探索
さしむるに武器を備へ再び
朝廷も　御親政生〜旧弊長薩
らの言上中に偏中も出来
ケ条ハ出来〳〵るを以て三年ハ急
速に関東に出府〜して多〳〵
浪士を召連る　上京〜　近衛殿ハ

来臨〜而ハ活述〜
朝廷の御模様を伺ひ〜る〜〜吹
挙ス　御暫儀ハ出来〳〵ハ
ハ中〜関東征伐ハ〜式
云〳〵〜且諸浪人の騒擾を鎮静
さ〜〜ら〜
厳意を以て　京都上洛
示来上方を始め之年出来
仰付有〜ハ方〜　御親兵を新撰

所所の[illegible]を[illegible]遂に
幕府の
勅使を勅命を奉ぜ[illegible]
東都[illegible]京都を後援
[illegible]遠制
[illegible]
長と薩との間に[illegible]
[illegible]の策八題[illegible]
[illegible]薩の策を激[illegible]

[illegible]今東都の武
士の瞞眠[illegible]
獨薩の一[illegible]あり

平安之隠士東都に於著

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535699

密奏書

[illegible]日[illegible]密奏ハ當時天下ノ形勢
[illegible]ニシテ[illegible]ヨリ通リ[illegible]
[illegible]大義ヲ[illegible]ノ[illegible]
事[illegible]人[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]
國[illegible]ノ存亡命[illegible]ノ[illegible]
[illegible]今更ニ上[illegible]
[illegible]

敵[illegible]通ニ[illegible]ハ[illegible]十月派
軍兵庫[illegible]ニ港[illegible]
例ニ[illegible]ト号シ　城郭ノ[illegible]
ト[illegible]ニ[illegible]
軍[illegible]ト[illegible]ト[illegible]水陸ト
要塞[illegible]
神戸中[illegible]ハ[illegible]
中ト[illegible]ニ[illegible]一股ニテ首尾[illegible]
[illegible]ニ[illegible]

風聞ハ御尾張藩累卵ヨリも危く
第一之朝ヨリ遣ひ申候ハ右藩管文之
風ヨリ事ハ一度ハ彼ノ正朝
と文のみ不安之事ハ後彰
も明ラカニ申ス所ハ右藩之二年来
勝ヨリ紀伊紀州南条ハ義誠に
文章不仕ハ之不如意と復四
有志ハ密ヨリ後援仕ル藩も義徒
烏合ヨリ僅数百人ヨリ出必定之

流廣と云馮ハ天下事ハ
関係仕居ル
皇之極ヨリハ関東ハ山下陣ヨリ
思多くも於 幕府庭ヨリ者ヨリ
忘之義情之例と之関係仕ル
何時暴虎馮河ハ機ヨリ
彼是と以天下有志ハ後振腕仕ル
義業十分之成ル立義節ハ
已ヨリ此年十二月一書と携ハ歳ハ関

門を始め一族家臣浪人中より和兼様より
奮起仕り一書を修理亮殿宛実父
浦津和泉守様遠州より之の比同
藩より高義修理亮殿出府之和
延引之段乍南様にも可相家義
より先和御様より之後浦之修
理亮殿名代として和泉守様
より御使一節申
上京一情合より御引渡藩

一藩挙て
勤王之義相変一要路山陰南海之
有志申合奮起或八亡名役藩上
坂仕京桂一橋より潜長仕著教
之之実一止ても可止一勢乍必
必確実を以見を謝より此度之義
家老様御一藩と家臣合より浦亮殿
形之人気奮起仕り大概合之見
延未曾有一之千家一時より発出

若松機會逐〻いろハ稱を力〻
ゆいるも之後〻再び其る〻
さる一機より先に一旦如形波瀾
仕りよく偽〻不形〻不動より蒙ひ
出る事を先頭奏出せ浦るも因波
氣仕の中にも上策を出り浦を力試
不首る事功十分よりて為又下策を
為り浦て首して無功のことなりし
却て後害を殘〻り為もてよく〻

為ハ
歟文を以〻第一等〻上策より出る
ハ之有度為為り手と下〻り和
策試より後メ事仮
天後ハ匠変
至動事仰預仕
浦津和泉帯坂中
倫命を下〻一連〻華城を拵き為
城と少〻一条城を屠り同付よ

一

為ハ
神武不側〻

鳳輦を奉り　輦を奉ぜ
て還り
皇威を張り七道を巡り諸藩に
勅命を賜り
陛下親兵を率ひ亟に軍を
行宮に下し　幕府罪科を
正し為を挫ひ罪を謝する時は
宮廷を制し爵禄を剥き諸侯
の列に加へ命なく時は

一

征伐する者と上策とす
和泉上京
勅命を下し来る　幕吏を撫ひ
宮廷幽囚を解　条城を拔て是に
還り　命を四方に下されて義兵を
募り生殺黜陟を掌て是に
還り
宮を奉して　幕罪を正す者を
中策とす

一

和泉上京情略家々来屋敷上没致
候　幕吏を撰び遠国を解
き条城を抜てこれを抜て
宦軍を募り
皇威を張りて仇々幕罪を正
幕城を抜て
王撰夫を議そうと下策に
右三条外九　三氏合御夫狀
御撰中位　根之拙者年稿

と為す所謂遠慮無し恐れ無し出師
の事行き難きは迚も十分の成算
なき世界来は六大列迚
皇威を輝かし
神州安全の基を養ケ　御合御の
徳倉ハ已に六ケ年前より立りは帰家
接ス　尾水越外義ハ土国薩
摩英傑俊才に西郷を計る
とも　慶喜　故激

[illegible]

幕府と嗎て樽夫と称するを古今の異策として敷し攻[illegible]

[illegible]

和睦仕居る　幕府へ[illegible]

[illegible]

[illegible]

寅八月四日夜日本橋檜家塗之晒

有之写

親諫狀

当時屋御失政歩漸々危急且々小
迫り候ゝ人々文政天保之両度の相見
聞ゝ新ゝ御政事御組織御構合
成行候ゝ方今ゝ世故人皆不学経済
の者ゝ御政事に預り数代御恩祿代
所ゝ出る御尚家と奉存ゝ人と出ゝ小

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535699

[illegible]

[illegible]

[illegible]

帝一天位を[illegible]し 後安徳天皇[illegible]
和尚者として 慶 帝[illegible]舊例[illegible]
又[illegible]年七月中[illegible]
天皇[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

上[illegible]人ハ下[illegible]人ニ心[illegible]見セ小さく[illegible]
さハ一家ニ立たる者妻子奴婢猶義
務位[illegible]之已ノ則ヲ正シ親ニ孝ヲ尽シ
[illegible]忠ヲ[illegible]家職ヲ出精シテ[illegible]
[illegible]さハ[illegible]ハ何程已ノ為ノ忠孝ヲ[illegible]

職業ヲ勉メ[illegible]ハ[illegible]ヲ買入者[illegible]
[illegible]ハ[illegible]悪[illegible]
[illegible]

将軍ハ天下ノ眼目[illegible]
[illegible]

天朝ニ[illegible]忠ニ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]忠節[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]匹夫匹婦ニ[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]利ニ[illegible]

人心ハ面背ニ相違シ上ハ公家ヲ延ス事
天朝ヨリ為美中頼ル
将軍家御百年ニ為延ハ永く
将軍と京師ニ止め人質ニ相渡ス
ハ
将軍家ヨリ御初年ニ事ヲ
関東ニ為在ル
井伊安藤ヲ
者沙汰不義ニ陥れ事柄ヲ
橋ノ場合ニ及ハ
又藤ノ子初ヲ
実ニ天下ヲ動乱ニ至ル

思ヒ為ル事ハ
関東ハ下ノ
沙汰
作ル
小栗
猿
無
京師ヲ
拝入
風聞
将軍ヲ
乱
又小笠原図書
関東下ノ
ハ
英夷
拒絶ニ任ス
蒙
辰水戸
有
義ヲ
顧ル
償金ヲ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535699

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535699

二ヶ國を切り取り候て遠国人を
はなれ候者に取立なきとすると可笑
の至り今薩長に申きかせ幕命を
背せるふ仕様にて夫程迄に
成り候ハ薩長に遠国迄
長ふ行てハ御上洛に御と為 幕府国
疑ひ候ハ 幕府 相藩更に勤王
志を武道に本意を失ふ
ものとなるべし

国を御国体を思ひ
和藩とハ正さしく薩長を
見誤よりも盗賊を悪まざる
恨むの所に深く思ふ
長も藩に諸侯も藩
幕府に人を清先ひ
藩に長に得ハ
天下為民に人
世間清安

六月下旬和夷ハ長州戰爭一件ハ其
大意ハ前長崎ト日本ノ和ヲ
將軍ヨリ麾下ニ達シ申ケ候ヲ
和軍ヨリ和親通商ノ儀ハ國ハ無法ニ振舞
候ヲ責ル為ニ出兵致シ候ヲ
ヨリ政府ヲ命シ
長州發砲致シ候ヲ政府ヨリ命シ
長州ヲ伐長崎迄 將軍ヨリ麾下ハ
百姓邦ニ對シ申ス

御貴方今ハ滿合ハ何ヲ
長州ヲ師保ヲ
ヲ人モ
命ヲ不用ニ
右ハ
和ハ為ニ出ノ師保ヲ
ヲ罷ヲ
ヲ
ヲ

[illegible]水之[illegible]通り[illegible]
[illegible]一人[illegible]
[illegible]
[illegible]七月[illegible]
[illegible]
[illegible]

右之舎藏ニ正士ハ種々ニ為ス様ニ申上
ル事ハ不申受入奉ニ付ニ風俗ハ
右実事ニハ以ル様ニ悪ニ流ス人
支様夷之義ハ
天子ハ皇国之主ニ
皇国の主ニ
行給ハ止メ
ハ右止ル事ニ
ハ
ハ
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出るものゝ我も〳〵人心の向背
士氣衰し〳〵ふるゝ〳〵右彼り校も
捨て〳〵云ふハ非さもとも其其級の支
拙の裏とを考ひ〳〵可慨歎事ハ
らんや

一

或ハ樓夷〳〵就を主張〳〵國家の事と称
し有志〳〵称する者と右捕刑戮ハ
ふ〳〵いて文る樓夷ハ殺るも去年
て法拙〳〵者多〳〵如ものゝ志

〳〵き事〳〵は文有志〳〵中族ハ己の必為と
不顧只管國家の為ハ己を殺ハ者多る
徳〳〵神別〳〵正氣と平生〳〵文ヲ
数を拙〳〵中ハ〳〵風〳〵之氣と制〳〵齊
〳〵き又我人数〳〵ハ多く是れ加り
終ハ激〳〵て大変と出来せ之右巷の
世ハ〳〵考合て〳〵如右巷の邪説を
断然防止拙〳〵延遅も和夷〳〵〳〵行動
〳〵御國〳〵為る事前〳〵改る者〳〵

備後国

東照宮神社　大猷公ノ明刻深祈
ル所ナリ　四国一般ニ崇敬ス
ル所ナリ　肝要ナリ
右ノ儀ニ付雖然ノ御方今
形勢ニ依リ止ル所ナリ　神祇官来
二百六十年紀ニ付ス清厳堂ニ地蔵
寺実ニ数年流浪長久ニ付ス
尚問ニ付人ハ中ニ及数年来ニ

千載遠き事や若忠義を抽ん
で新官の時世に抽ん
右の経緯心得申し上げ
以若代を謙所存を首と
天朝に謝し断然
勅意を尊奉候夷を為及ん
宸襟を奉安中に藩屏数国を志
を立て下八百民に疾苦を救
徳川御家を一に安泰に安きに
海内人流を基国を作こん
こと偏に幸祷奉る

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535699

東京大学経済学部図書館
5505535699

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535699